

里親の認定等に関する省令

平成14年9月5日 厚生労働省令第115号
厚生労働省

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の2及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第9条の11の規定に基づき、里親の認定等に関する省令を次のように定める。

里親の認定等に関する省令

（中略）

第一章 総則

（この省令の趣旨）

第一条 児童福祉法（以下「法」という。）第二十七条第一項第三号に規定する里親の認定等については、この省令の定めるところによる。

（里親の種類）

第二条 里親の種類は、養育里親、親族里親、短期里親及び専門里親とする。

（児童の委託）

第三条 法第二十七条第一項第三号の規定による児童の委託は、養育里親のうち都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長とする。以下同じ。）による登録を受けた者、親族里親、短期里親のうち都道府県知事による登録を受けた者又は専門里親のうち都道府県知事による登録を受けた者のいずれかに対して行うものとする。

（中略）

第五章 専門里親

（定義）

第十八条 専門里親は、二年以内の期間を定めて、要保護児童のうち、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童を養育する里親として認定を受けた者とする。

（要件）

第十九条 専門里親は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- 一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
 - ア 第九条の規定により養育里親名簿に登録されている者であって、養育里親として三年以上の委託児童の養育の経験を有するものであること。
 - イ 三年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたものであること。
 - ウ 都道府県知事がア及びイに該当する者と同程度以上の能力を有すると認定した者であること。
- 二 専門里親研修（専門里親の認定を受けようとする者が必要な知識及び経験を修得するために

- 受けるべき研修であって、厚生労働大臣が定めるものをいう。)の課程を修了していること。
- 三 心身ともに健全であること。
- 四 児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。
- 五 委託児童の養育に専念できること。
- 六 経済的に困窮していないこと。
- 七 児童の養育に関し虐待等の問題を起こしたことがないこと。
- 八 法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)の規定により、罰金以上の刑に処せられたことがないこと。
- (準用)

第二十条 第六条から第十三条までの規定は、専門里親について準用する。この場合において、第六条第一項中「養育里親希望者」という。)は」とあるのは「専門里親希望者」という。)は、専門里親研修の修了後二年以内に」と、第七条第一項中「前条第一項」とあるのは「第二十条において準用する第六条第一項」と、第八条第一号中「第五条各号」とあるのは「第二十条において準用する第五条各号」と、同条第二号中「第十三条」とあるのは「第二十条において準用する第十三条」と、第九条中「養育里親名簿」とあるのは「専門里親名簿」と、第十条第一項中「五年」とあるのは「二年」と、同条第二項中「前条」とあるのは「第二十条において準用する第九条」と、第十一条第二号中「第八条」とあるのは「第二十条において準用する第八条」と、第十二条中「第八条」とあるのは「第二十条において準用する第八条」と、「前条」とあるのは「第二十条において準用する第十一条」と、「養育里親名簿」とあるのは「専門里親名簿」と読み替えるものとする。

第九条の規定により養育里親の認定及び登録を受けた者又は第十七条において準用する第七条第一項及び第九条の規定により短期里親の認定及び登録を受けた者とみなす。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この省令は、平成十四年十月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この省令の施行の際現に法第二十七条第一項第三号の里親とされている者は、第七条第一項及び